

くらしのパートナー

訪問購入のトラブルが増えています！ 売却する際はよく検討しましょう

事例1 昨日「中古品の買い取りをするため近所を回っています。金が高騰しているので貴金属の査定もしています」と若い男性が自宅を訪ねてきた。終活を考えていたため了承したらベテラン風の男性も来た。母の形見を含めて指輪4点を見せたら「10万円で購入」と言われ、何も考えずに売却してしまったが、よく考えるべきだったと後悔した。契約書面を受け取ったが字が細かく読んでいない。キャンセルしたい。

事例2 1週間前、引越し前に食器や洋服を売却したいと思い、買取サイトで見つけた業者に無料の見積もりを依頼した。先ほど業者が自宅に来たが「これでは値段がつかない。貴金属も一緒に売却するなら買い取りができる」と言われた。はっきり断ったのに30分以上押し問答が続き、仕方なくネックレス2点を見せた。事業者は「後でまた来る」と言って契約書面を渡してネックレスだけ持ち帰った。キャンセルしたいと電話をしたら「違約金の代わりにネックレス2点で相殺する」と言われた。返してほしい。

事業者が自宅に来て強引に指輪やネックレスなどを買取するという押し買いトラブルの多発を背景に、2013年2月に改正特定商取引法により「訪問購入」が規制対象になりました。コロナ禍において在宅率が高まったことや終活ブームなどにより、ここ数年間で訪問購入のトラブルが増加しています。事業者が訪問して消費者から物品を買取する場合、法律に基づいた契約書面^{*}の交付が義務付けられ、消費者は書面を受け取った日から8日以内はクーリング・オフ(無条件解除)ができます。

事例1のように突然の訪問により業者が物品を買取することは禁止されています。事例2は見積もりのために事業者を呼んでいるので、その後に勧誘された契約は訪問購入と考えられます。さらに、消費者が契約しないと意思を表示しているのに強引に契約させたり、再勧誘したりすることも禁止されています。事業者は、クーリング・オフ期間内であれば消費者が物品を引き渡さず、手元に置くことができる旨を告げなければなりません。

2つの事例はクーリング・オフを主張できますが、物品の返却に応じないなど悪質なケースもあります。特に思い入れのある物品こそ本当に売却したいのか、相場や希望額を含めてよく検討しましょう。

※一定の要件により電磁的方法もあり

とらの子 {マモルくん}
 ハイ!こちら相談室です



イラスト: まつなげ せん

文京区消費生活センター

令和5年度(令和5年4月～令和6年3月)の歩み

毎年5月は「消費者月間」です。今号では、消費者月間にちなみ、令和5年度の消費生活センターの歩みを振り返ります。

● 消費生活研修会

消費生活センターでは、皆様に有益な消費者情報をお届けするために、専門の講師を招いて「消費生活研修会」を開催しています。

この1年は、高齢者住宅に関することや携帯電話教室、エシカル消費・食品ロス削減のほか、キャッシュレス決済など様々なテーマについて、対面式やオンデマンド式（YouTube文京区公式チャンネルで期間限定公開）で開催しました。

● 夏休み親子研修会／児童館・育成室出前講座(夏休み期間中)／金銭教育講座(12月)

区内消費者団体の協力により、親子（小学生児童）で参加できる「親子研修会」や、児童館及び育成室の利用児童を対象とした「出前講座」を実施しました。

親子研修会では、画用紙でつくるライトホルダーや、コルクを使った動物づくりの工作、実物の稲やお米を使っての学習会を開催し、出前講座では、固形石鹸のデコレーションや、空き瓶のリメイク加工、折り紙で作る万華鏡などの工作を行いました。



児童館出前講座

いずれも工作やクイズなどを通して、楽しく「エシカル消費」について学びました。

12月には、東京金融広報委員会の協力により、小学生を対象とした「金銭教育講座」を開催しました。

● 消費生活展

区内消費者団体及び関係団体が参加する「消費生活展」を、シビックセンター地下2階の区民ひろばにおいて、2月15日・16日の2日間にわたり開催しました。

くらしに役立つ情報についてのパネル展示や手づくり体験コーナー、産直野菜などの販売ブースにたくさんの方がご来場くださいました。

クイズ解答者には、くらしのパートナーの4コマまんがでおなじみのキャラクター「とらの子マモルくん」のエコバッグなどの啓発グッズを配布しました。



その他に、幼児向け消費者教育(人形劇)、本誌「くらしのパートナー」の発行、悪質商法への注意喚起チラシの配布、高齢者・一般の方向けの消費生活出前講座などの消費者啓発も行っています。

消費生活センターの主要な業務の一つである「消費者相談」については、次号(7月1日発行)誌面で、「令和5年度の消費者相談のまとめ」と題し、詳しく掲載をします。



イラスト: まつなげい ともえ

● 「とらの子マモルくん」に仲間ができました!

本誌4コマまんがでおなじみの「とらの子マモルくん」。本誌に初登場(令和4年7月)してから、今号で丸2年を迎えました。

皆さんは、前号(3月号)から新しい仲間が登場していることにお気づきになりましたか?

新キャラクターの名前は「たつの子タツロウくん」。辰年生まれのキャラクターです。

今後は、マモルくんと2人で、消費生活センターのイメージキャラクターとして4コマまんが、チラシ、パンフレットなどで活躍する予定です。

ちょっと憎めないキャラクター「たつの子タツロウくん」。マモルくん共々、どうぞよろしくをお願いします!



令和6年度消費者月間統一テーマ

「デジタル時代に求められる消費者力とは」

デジタル化やAI等の技術が急速に進展し、そのスピードがかつてなく早くなる中で、消費者を取り巻く取引やサービス、コミュニケーションも急速に変化し、利便性が増す一方、リスクも多様化しています。

自立した消費者としてデジタル時代の消費生活を楽しむため、求められる「消費者力」とは何かを考え、高める機会となるよう、令和6年度の消費者月間の統一テーマが掲げられました。

消費生活センター LINEはじめました！

消費者トラブル防止に役立つ情報や、研修会・講座などのイベント開催情報を発信します。

情報を素早くお届け

研修会や講座などのイベント開催情報

●一般向け研修会

エシカル消費・食品ロス削減・資産運用などなど、くらしに役立つ幅広いテーマで行います！

●夏休み子ども向け研修会

小学生対象の、毎年人気の講座です！

●幼児向け消費者教育

毎年大人気の人形劇を通して、楽しく消費者教育について学びます。



消費者トラブル防止に役立つ情報

- 還付金詐欺・定期購入トラブル・屋根修理の訪問販売など、最近多い相談事例



二次元コードから
友だち追加してね！

へえ～



文京区消費生活センター

〒112-8555
東京都文京区春日1-16-21
文京シビックセンター地下2階

TEL 03-5803-1105 / FAX 03-5803-1342

相談専用 TEL 03-5803-1106

受付時間 9:30～16:00 (月～金 ※祝日・年末年始を除く)

文京シビックセンター 最寄駅

- 地下鉄
東京メトロ丸ノ内線・南北線
→後樂園 下車
都営三田線・大江戸線
→春日 下車
- 都営バス
→春日駅前 下車
- 文京区コミュニティバスB-ぐる
→文京シビックセンター下車

